

年金式定期預金（マイライフアップ）規定

1. (預入対象者)

この預金の対象者は、個人の方とします。

2. (預入れの最低金額等)

200万円以上（預入単位1円）でお預けいただくことができます。

3. (預入れの期間)

この預金の預入れの期間は、5年もしくは7年です。

4. (預入れ預金の取扱)

- (1) この預金は、当初1年間の利息を預入日から1年経過後の預入応当日に合計し、預入金額といたします。
- (2) (1)の合計後の預入金額を、1年経過後の預入応当日に、以後奇数月の預入応当日にお受け取りいただく預金と満期日に一括してお受け取りいただく預金とに、千円単位で均等に分割いたします。千円以下の端数がある場合は、後者の満期日に一括してお受け取りいただく預金に合計いたします。
- (3) (2)の奇数月の預入応当日にお受け取りいただく預金については、下記5.(1)で定める預入期間に応じた受取回数で支払います。なお、受取回数に応じた明細に分割する際は、100円単位で分割のうえ、端数がある場合は最後にお受け取りいただく預金に合計いたしま

5. (預金の支払時期等)

- (1) 預入日から1年経過後より、上記4.(1)(2)の奇数月の預入応当日にお受け取りいただく預金について、預入期間に応じた受取回数で支払います。この場合、上記4.(3)のとおり分割された預金を、奇数月の預入応当日（預入応当日が無い月については、該当月の月末日とします）にそれぞれ利息と合わせあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。なお、受取回数は、5年の場合24回、7年の場合36回となります。
- (2) 残りの満期日に一括してお受け取りいただく預金については、証書記載の満期日に自動的に解約し、あらかじめ指定された口座に入金するものとします。
- (3) なお、それぞれの入金口座については、同一店舗内の同一名義の口座のみ指定いただけます。
- (4) なお、この預金の一部解約はできません。

6 (利息)

- (1) この預金の当初1年間の利息は、預入日から1年経過後の預入応当日の前日までの日数について証書記載の利率によって計算し、1年経過後の預入応当日に合計し、預入金額といたします。
預入日から1年経過後の預入応当日以降の利息は、上記4.(3)で定める分割して奇数月にお受け取りいただく預金については1年経過後の預入応当日から各々受取る日の前日までの日数、また、上記4.(2)で定める満期日に一括してお受け取りいただく預金については1年経過後の預入応当日から満期日の前日までの日数について証書記載の利率によって計算します。1年経過後の預入応当日からの期間が3年未満の場合は単利計算、3年以上の場合は複利計算となります。
- (2) この預金は、中途解約することはできません。ただし、以下の理由により止むを得ないものと当行が認めた場合は、これに応じることがあります。
 - ① 預金者が死亡したとき
 - ② 預金者が天災地変その他不可抗力のため財産の大部分を滅失したとき
 - ③ 預金者がこの預金をもってしなければ債務を弁済することができないとき
 - ④ その他①②③に準ずる理由があるものとして当行が認めたときなお、満期日前に解約する場合は、残存金額について以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
・解約日の普通預金利率
- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を第6条第2項により解約するときは、証書裏面に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。

以 上